

私立学校経常費補助（一般補助）

予算額 34,154,375千円 (R1 34,462,896千円)

1 事業の目的・概要

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営費に対し助成します。

2 事業内容

学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒等1人当たりの国標準単価を基本として助成します。

高等学校・幼稚園については県単独で補助単価を上乗せ（高校＋24,500円、幼稚園＋11,100円）し、経常費補助の拡充を図ります。



担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

私立高等学校等への就学に係る教育費負担の軽減

予算額 11,011,000千円 (R1 6,872,000千円)

1 事業の目的・概要

- ・ 県では、国の制度である「就学支援金」を支給し、私立高等学校等の授業料の一部を助成しています。
- ・ さらに、県単独で授業料減免の上乗せや入学金の軽減のため、「授業料減免・入学金軽減事業補助」を実施し、保護者負担の一層の軽減を図っています。

令和2年度は、「就学支援金」の支給額が引上げになることにあわせ、県単独の「授業料減免・入学金軽減事業補助」についても制度を拡充し、県内の私立高校等への就学支援を促進します。

2 各事業の概要と制度拡充の内容

(1) 就学支援金【国制度】 9,300,000千円 (R1 5,906,000千円)

令和2年度は国の制度改正に対応し、年収590万円未満の世帯に対する支給額を引き上げます。

年収区分	助成額[現行]
250万円未満	297,000円/年
250万円以上、350万円未満	237,600円/年
350万円以上、590万円未満	178,200円/年
590万円以上、910万円未満	118,800円/年

⇒

助成額[拡充後]
396,000円/年
118,800円/年

(2) 授業料減免・入学金軽減事業補助【県単独制度】1,711,000千円 (R1 966,000千円)

① 授業料減免 (対象世帯の拡充)

令和2年度は、全額減免の対象を現行の350万円未満の世帯から640万円未満の世帯まで、2/3減免の対象を現行640万円以下の世帯から750万円未満の世帯まで拡大します。

区分	対象世帯[現行]
全額減免	生活保護世帯 年収350万円未満の世帯
2/3減免	年収350~640万円の世帯等

⇒

対象世帯[拡充後]
生活保護世帯 年収640万円未満の世帯
年収640~750万円の世帯等

② 入学金軽減 (助成の上限額の引上げ)

令和2年度は補助限度額を1人あたり10万円引上げ、15万円とします。

対象世帯	助成額上限[現行]
生活保護世帯 年収350万円未満の世帯	5万円

⇒

助成額上限[拡充後]
15万円

担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

私立専門学校入学金・授業料減免事業補助【新規】

予算額 990,000千円

1 事業の目的・概要

令和2年4月から全国で「高等教育の修学支援新制度」が実施されることから、県内の私立専門学校が低所得世帯の生徒に対する授業料・入学金の減免を行う場合に、その経費を助成します。

2 事業内容

[対象校] 一定の要件を満たす県内の私立専門学校

※対象校の要件：実務経験のある教員による授業科目の設置、厳格な成績管理、健全経営など

令和2年度はあらかじめ要件の確認を受けた38校が対象となります。
(詳しくは千葉県ホームページをご確認ください。)

[負担割合] 国1/2、県1/2

[支援対象者] ・非課税世帯又はそれに準ずる世帯の者

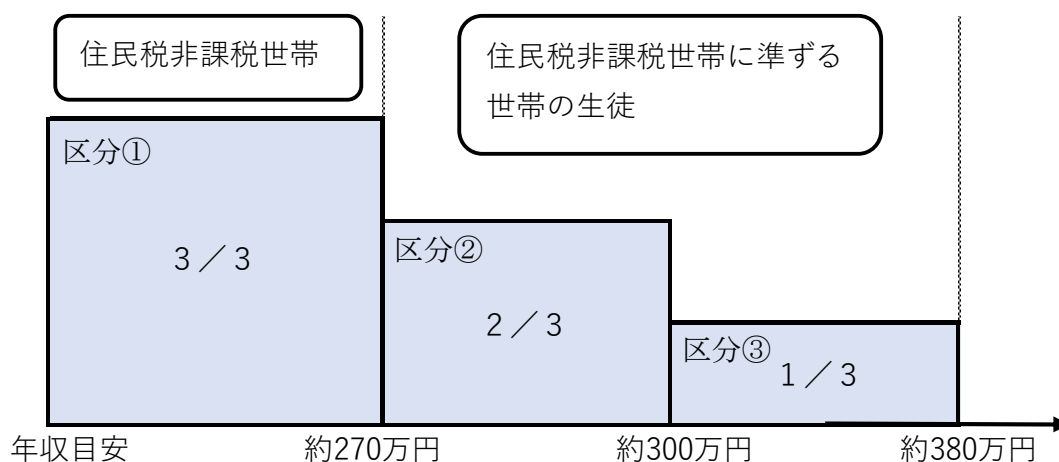
・進学に対する明確な進路意識と強い学びの意欲を持つ者

※令和2年度の在学学生から対象となります。(既入学者を含む。)

[補助上限額]

	区分	補助率	補助上限額			
			昼間部		夜間部	
			入学金	授業料	入学金	授業料
住民税非課税世帯	①	3/3	160千円	590千円	140千円	390千円
それに準ずる世帯	②	2/3	107千円	393千円	93千円	260千円
	③	1/3	53千円	197千円	47千円	130千円

※住民税非課税世帯に準ずる世帯については、世帯年収に応じて非課税世帯の2/3または1/3を支援



※年収目安は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合。
基準を満たす世帯年収は家族構成により異なります。

担当課・問い合わせ先
総務部学事課

043-223-2083

県立学校 I C T 環境整備事業【一部新規】

予算額 179,182千円 (R1 13,681千円)

(参考 2月補正 988,000千円 2月補正と当初とあわせ 1,167,182千円)

1 事業の目的・概要

県立学校にタブレット端末やプロジェクタなどの機器の整備を進めるとともに、各教科において I C T の特性を活かした効果的な学習を行うための検証を行います。

2 事業内容

(1) 教員向け I C T 環境の整備【新規】 105,000千円

【プロジェクタ等を活用した授業】



教員による板書 5分	→	教材の投影 1分
説明/課題提示 10分		説明/課題提示 10分
ノートまとめ/演習 10分		ノートまとめ/演習 10分
指名生徒の板書 10分	→	生徒ノートを投影 1分
発表/意見の比較 10分		発表/意見の比較 10分
話し合い/判断 1分	→	話し合い/判断 13分

生徒が思考・判断・表現する活動が増える

(2) ICTを活用した学習効果の検証【一部新規】 60,682千円

オンラインコンテンツを活用した学習やタブレット端末等の情報機器を活用した学習活動の効果を検証します。

- ①「個別・最適な学び」の検証 県立高校（8校程度）
- ②普通教室におけるICT環境整備の検証 県立高校（3校）及び全特別支援学校（36校）

(3) AIソフト等を活用した外国語教育【新規】 13,500千円

生徒の「話す力」や「聞く力」を強化するためのソフトウェアを導入します。

[実施校] 音声リーディングソフト：全公立中学校及び高校（千葉市を除く）

AIソフト：県立中学校（2校）及び高校（2校）

※オンラインコンテンツやA I ソフト等を用いる効果

- ・それぞれの生徒の学習課題に応じた演習に取り組める
- ・誤りが瞬時に判定されるため、その場で学習を振り返ることができる
- ・対面学習に比べ、失敗を恐れず、意欲的に取り組める

生徒は、より効率的に学習課題を解決する

主体的・積極的に学ぶ態度が培われる



教員は、生徒の状況を把握し個別に必要な支援を行う。

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○県立学校 I C T 環境整備事業【新規】	988,000千円
①県立学校のLANの再敷設	960,000千円
②県立中学校生徒用タブレット等の整備	28,000千円

担当課・問い合わせ先
 教育庁企画管理部教育政策課
 043-223-4178
 教育庁教育振興部学習指導課
 043-223-4061

学校におけるいじめ・不登校等対策の推進

予算額 939,536千円 (R1 891,183千円)

1 事業の目的・概要

いじめ防止や不登校支援に向けた取組を推進し、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる体制づくりを進めます。

《2年度のポイント》

- スクールカウンセラーの公立小学校配置を拡充します (150人→165人)
県立高等学校配置を拡充します (80人→85人)
- SNSを活用した相談事業について、新たに中学生を対象に加えるとともに、開設期間を延長します

2 事業内容

<学校への支援体制の強化>

- スクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置【拡充】 607,324千円
児童生徒のカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行います
- スクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士等）の配置 98,574千円
児童生徒を取り巻く問題の解決に向け、学校と福祉機関等の連携体制を作り、支援を行います
- 不登校対策支援チーム 7,302千円
不登校が長期化し解消困難なケース等を対象に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家がチームを組んで、学校や市町村教育委員会への支援を行います
- スクール・サポーター 113,283千円（県警本部少年課）

<相談体制の充実>

- SNSを活用した相談事業【拡充】 25,000千円
悩みを抱える中学生・高校生が気軽に相談できるよう、身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口を新たに設置します
[対 象] 県内の中学校・高校（千葉市立を除く）に通学する生徒約30万人
[設置期間] 令和2年4月下旬～令和3年3月末の週2日及び長期休暇中（予定）
[相談体制] 中学生・高校生がスマートフォン等で送信したメッセージに専門の相談員が対応
- 子どもと親のサポートセンター相談事業 70,990千円
面接や24時間子供SOSダイヤルによる相談や助言を行います
- ネットパトロール 6,233千円（県民生活・文化課）

<いじめ防止対策・学校におけるいじめ対応力の強化等>

- 生徒指導アドバイザーの配置 6,673千円
生徒指導アドバイザーの配置（8人）を行います
- いじめ防止啓発資料 2,529千円
児童生徒、保護者にいじめ防止のリーフレット等を配付します（対象：小1、小4、中1）
- いじめ対策調査会等 1,628千円（児童生徒課・学事課）
県が実施するいじめの防止対策への審議等を実施します

担当課・問い合わせ先
教育庁教育振興部児童生徒課
043-223-4055

千葉県保育士処遇改善事業

予算額 1,798,000千円 (R1 1,575,000千円)

1 事業の目的・概要

保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施します。

2 事業内容

県内市町村が行う保育士の処遇改善に係る事業に対して、その1/2（政令市は1/4）を補助します。（上限額1万円）

[実施主体] 市町村

[対象施設] 民間の保育所、認定こども園、小規模保育事業を行う事業所等

[対象職員] 常勤の保育士又は保育教諭

[基準額] 職員1名につき月額2万円



担当課・問い合わせ先
健康福祉部子育て支援課
043-223-2355

ひとり親家庭等医療費助成事業

予算額 483,000千円 (R1 317,000千円)

1 事業の目的・概要

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

なお、令和2年度中に、これまでの償還払いから現物給付に変更するとともに、自己負担額を月 1,000 円から 1 日 (回) あたり 300 円に変更し、受給者の利便性の向上や更なる負担軽減を図ります。

2 事業内容

	現行制度	新制度 (案)																
助成方法	償還払い ※医療機関では自己負担額を全額支払い市町村へ申請し返還してもらう方式	現物給付 ※医療機関において助成後の自己負担額を支払う方式																
自己負担額	通院 1,000 円/レセプト1件 調剤 1,000 円/レセプト1件 入院 入院時食事療養費 (1食 460 円) 生活療養費標準負担額 (居住費 1 日 370 円 等)	通院 300 円/1回 調剤 無料 入院 300 円/1日 ※住民税非課税世帯は全て無料																
支払方法等	<p>【現物給付の流れ】</p> <p>【助成額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険給付</th> <th colspan="3">一部負担</th> </tr> <tr> <td></td> <th>県負担</th> <th>市町村負担</th> <th>受給者負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(1/2)</td> <td>(1/2)</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">← 医療費助成 →</td> </tr> </tbody> </table>		保険給付	一部負担				県負担	市町村負担	受給者負担		(1/2)	(1/2)	300円		← 医療費助成 →		
保険給付	一部負担																	
	県負担	市町村負担	受給者負担															
	(1/2)	(1/2)	300円															
	← 医療費助成 →																	
所得制限	児童扶養手当の一部支給所得制限限度額に同じ (親1人子1人の場合 年間所得 230 万円 (収入ベース約 365 万円))																	

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043-223-2320

子育て等応援！チーパス事業

予算額 64,500千円 (R1 23,000千円)
(債務負担行為 39,000千円)

1 事業の目的・概要

企業等の協賛により、子育て家庭が店舗等で各種サービスを受けられる子育て支援事業を実施します。

なお、令和3年3月で有効期限を迎える「チーパス」カードの更新及び令和3年4月からの「チーパス」電子化を含めたアプリ等の開発に向けて準備を進めます。

2 事業内容

・子育て応援！チーパス事業 36,500千円 (R1 23,000千円)

[対象] 県内の妊婦又は中学生までの子どもがいる家庭

[実施方法]

- ①優待カード「チーパス」を市町村を通じて各家庭に配布
- ②協賛事業者は協賛ステッカーを掲示し、各種サービスを提供
- ③対象者は優待カードを提示し、各種サービスを受ける

[費用] 専用サイト運営管理費 4,200千円
広報物資等の作成 3,446千円
「チーパス」更新に係る事業広報費等 28,854千円



・結婚から子育てまで応援アプリ及びウェブ開発・運用管理事業【新規】 28,000千円 (債務負担行為 39,000千円)

[アプリの内容] 電子版「チーパス」の表示、結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージにあわせた県や市町村からの支援情報の配信、市町村の結婚支援施策の検索、マップによる子育て関連施設の検索 等

[費用] R2：システム開発・導入業務 28,000千円
R3～R6：システム保守・管理 39,000千円

[運用開始] 令和3年4月から

担当課・問い合わせ先
健康福祉部子育て支援課
043-223-2462

児童相談所の機能強化【一部新規】

予算額 511,413千円（債務負担行為 58,000千円）

1 事業の目的・概要

児童虐待事案等に適切に対応するため、人員配置の強化や施設整備等により児童相談所の機能強化を図ります。

2 主な事業内容

(1) 人員配置の強化

令和4年度までに、児童福祉司等の児童相談所職員を260名程度増員します。

なお、令和2年度は、110名程度を増員します。

(2) ICTを活用した児童相談所業務改善事業【新規】 33,920千円（債務負担行為 58,000千円）

児童相談所の業務の適正化及び業務の効率化を図るため、ICT環境等を整備します。

【主な事業内容】

➤ 児童相談所支援システムの開発

児童相談所業務の適正化及び業務効率化を図るため、新たなシステムの開発を行います。

➤ 児童相談所職員支援端末導入

児童相談所の職員間等の情報連携を迅速かつ円滑に行うため、出張時の連絡等に使用する公用スマートフォンを導入するとともに、児童相談所に受信用の端末を整備することで、リアルタイムで緊急会議が実施できる体制を整えます。

(3) 児童相談所運営監査事業【新規】 1,866千円

児童相談所における子どもの権利擁護と運営の質の向上を図るため、第三者による運営監査委員会を設置し、評価基準を策定の上、運営等に関する外部評価を行います。

(4) 児童相談所施設等整備事業 475,627千円

一時保護を必要とする児童の増加に対応するため、一時保護所の増設や備品の整備等を行います。

【主な事業内容】

➤ 一時保護所の増設

	定員	増員	増員後	備考
中央児童相談所	25	+30	55	令和2年7月頃供用開始見込
市川児童相談所	20	+8	28	令和2年12月竣工見込
柏児童相談所	25	+6	31	令和2年12月竣工見込
銚子児童相談所	15		15	
東上総児童相談所	15		15	
君津児童相談所	15	+12	27	令和3年2月竣工見込
合計	115	+56	171	

➤ 開設に必要な備品の整備

新たに一時保護所を増設する3児相のほか、移転後の新中央児童相談所の開設に必要な備品の整備を行います。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043-223-2322・2357

児童虐待防止対策事業



予算額 453,812千円 (R1 330,589千円)

1 事業の目的・概要

児童虐待の未然防止や早期発見、被虐待児童等へのフォローアップ等の充実のため、児童虐待防止に係る総合的な対策を実施します。

2 主な事業内容

(1) 里親委託推進事業

50,197千円

新たに里親制度を紹介する動画を作成し、県ホームページや市町村窓口などで広く周知を図り、里親制度に関する理解を深め、里親の登録及び委託へ繋げます。また、里親に対する研修、相談援助、交流推進等を実施します。

(2) 児童相談所虐待防止体制強化事業

171,706千円

各児童相談所において児童虐待に関する電話相談を実施するとともに、24時間365日、電話で児童虐待の通告等に対応する子ども家庭110番を設置します。また、児童虐待通報があった場合、児童福祉司と目視による安全確認を行う児童安全確認協力員の配置等を行います。

(3) 児童相談所専門機能強化事業

46,324千円

児童相談所の専門機能強化のため、児童相談所職員に対して各種研修を実施するほか、児童虐待事案に適切に対応するため、児童精神科医や臨床心理士等の専門家から協力・助言を得るとともに、各児童相談所に弁護士や警察職員などを配置します。

(4) 児童虐待対策関係機関強化事業

15,090千円

市町村等の関係機関における児童やその保護者に対する支援体制を強化するため、市町村職員等への研修の実施や、市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣等を行います。

(5) 子ども虐待防止地域力強化事業

30,000千円

児童虐待を未然に防止するため、児童虐待の通告先の周知や児童虐待に対する意識啓発を図る「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。



担当課・問い合わせ先

健康福祉部児童家庭課

043-223-2322・2357

DV等の防止及び被害者支援の推進【一部新規】

予算額 229,438千円 (R1 170,101千円)

1 事業の目的・概要

ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害者支援の推進を図るため、相談、一時保護、広報啓発等の事業を実施します。令和2年度は、特に児童相談所との連携強化やインターネット等による広報啓発の拡充により、DV被害者の早期発見に取り組みます。

2 事業内容

(1) 相談支援体制の充実 189,457千円

女性サポートセンターにおいて、24時間365日の電話相談や一時保護等を実施するとともに、各地域の配偶者暴力相談支援センターにおいてDV相談を実施し、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。

(2) 児童相談所等の関係機関との連携強化 6,836千円

機能的な連携を図るため、新たに児童相談所においてDV相談を実施します。また、児童相談所や市町村等の関係機関の職員の資質向上及び連携強化に向けて、研修の充実を図ります。

(3) DVの早期発見に向けた広報啓発 16,744千円

児童虐待防止のためにも、家庭向けの啓発やDV防止キャンペーン、若者向けのDV予防教育など、広報啓発を拡充します。

また、スマートフォン利用者などに対し、新たに、インターネットを活用した広報啓発を実施し、DVの未然防止・早期発見を図ります。



DV防止キャンペーン
街頭啓発



家庭における暴力防止
啓発パンフレット

担当課・問い合わせ先
総合企画部男女共同参画課
043-223-2371